

平成 20 年 4 月から老人保健制度が変わります

～後期高齢者医療制度が始まります～

問 後期高齢者医療制度の対象者はだれですか？

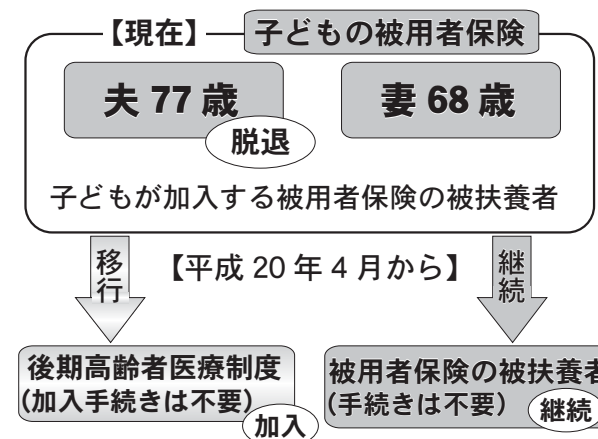
答 ① 75 歳以上の方（75 歳の誕生日から資格を取得）
② 65 歳から 74 歳までの方で、一定の障がいのある方（広域連合から認定を受けた方）
これらの方々（生活保護を受けている方は除く）は、平成 20 年 4 月以降、現在加入されている国民健康保険や被用者保険から脱退し、後期高齢者医療制度に移行することになります。

問 私は 70 歳で、障がいの認定を受け、老人保健制度の対象となっています。後期高齢者医療制度の被保険者にはどのように移行するのでしょうか？

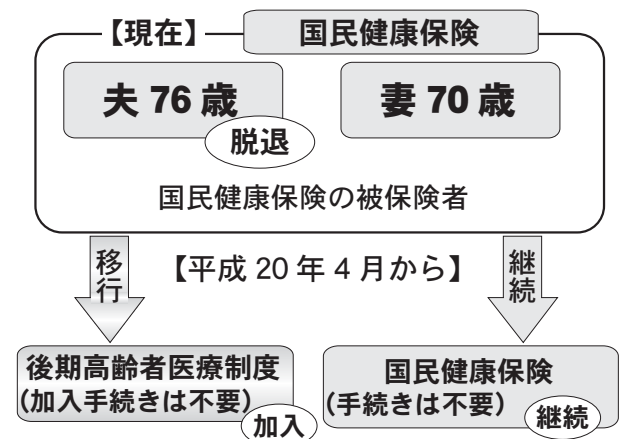
答 現在、老人保健制度で医療を受けている 65 歳から 74 歳までで一定の障がいのある方は、平成 20 年 4 月には自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となります。ただし、本人からの申し出により後期高齢者医療制度に移らないこともできます。移らないことを希望する方は、役場の担当窓口で手続きをしてください。

問 現在加入している国民健康保険や被用者保険などはどうなるの？

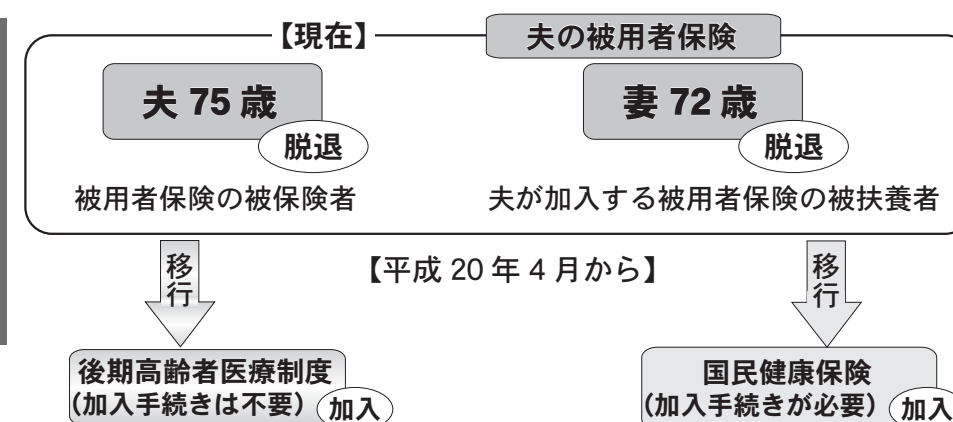
● A さん夫婦の場合 ●



● B さん夫婦の場合 ●



● C さん夫婦の場合 ●



質問にお答えします Q & A

問 私は、現在国民健康保険税を支払っていますが、75 歳になったらどうなりますか？

答 国民健康保険税は、世帯の加入者数や所得などによって決められ、世帯主に納付していただいています。
75 歳以上の方は、平成 20 年 4 月から始まる後期高齢者医療制度に加入し、個人単位で計算された後期高齢者医療保険料を支払っていただくことになります。

問 後期高齢者医療制度の保険証はいつごろ届きますか？

答 現在、老人保健制度で医療を受けている方および平成 20 年 4 月中に 75 歳になる方は、制度が始まる前月の平成 20 年 3 月末までに保険証を郵送でお届けします。
平成 20 年 5 月以降に 75 歳になる方は、75 歳になる月の前月末までに保険証を郵送でお届けします。



北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

後期高齢者医療制度の住民説明会

- と き 2 月 6 日(水) 14 時 30 分
- ところ 北見市民会館小ホール (北見市常盤町 2 丁目)
- 定 員 250 人 (申し込みは必要ありませんが、先着順で定員になり次第、入場をお断りする場合があります)
- 内 容 後期高齢者医療制度の概要 (保険料や給付内容など)
- 主 催 北海道後期高齢者医療広域連合

国民健康保険高齢受給者証の一部更新 (70 歳～74 歳)

70 歳から 74 歳までの前期高齢の方の医療費の窓口負担が平成 21 年 3 月までは 1 割に据え置かれます。このため、現在お使いの受給者証の 4 月以降の自己負担割合が「2 割」になっている方を対象に「1 割」に変更した受給者証を 3 月中に郵送いたします。
※すでに 3 割負担されている方、後期高齢者医療制度の対象になる一定の障がい認定を受けていた方は除きます。
※平成 18 年度の制度改正で、平成 20 年 4 月から 2 割負担に見直されていたものを据え置くものです。

国保の保険証を 3 月に郵送で一斉更新します

現在お使いの国民健康保険証の有効期限は、平成 20 年 4 月 30 日までとなっていますが、平成 20 年 4 月からの医療制度改正に伴い 4 月 1 日から使用できなくなるため 3 月中に新しい保険証に更新します。
新しい保険証は、配達記録郵便で 3 月中に郵送します。世帯の皆さんの保険証は、まとめて世帯主にお送りしますので、ご家族分を確認の上、大切に保管してください。
なお、修学のため家族と離れて訓子府町以外の市町村に住む場合は在学証明書が必要ですので医療給付係まで提出願います。ただし、過去に在学証明書を提出されたことのある方の分は提出の必要はありません。
※現在、国保の加入者で老人保健制度の適用を受けている 75 歳（一定の障がいがある方は 65 歳）以上で、本年 4 月から後期高齢者医療制度に移行する方は除きます。なお、この制度に移行する方の後期高齢者医療保険証は 3 月末までに郵送でお届けします。

■ 問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)